

建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

建設分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

建設分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

建設分野は、ICT等の活用や処遇改善等、生産性向上や国内人材確保のための取組を進めている。

（生産性向上のための取組）

生産性向上のための具体的な施策として、令和 7 年度までに建設現場の生産性を 2 割向上させるという目標等を踏まえながら、建設生産・管理システムのあらゆる段階における ICT等の活用や、建設キャリアアップシステム等を活用した工事書類の簡素化といった現場管理の効率化、これら優良事例の横展開等の取組を進めている。

（国内人材確保のための取組）

国内人材確保のための具体的な施策として、平成 23 年度以降 12 年連続での公共工事設計労務単価の引上げや、賃上げに向けた官民一体となった機運醸成等の建設技能者の処遇改善に向けた取組のほか、建設業の魅力を積極的に発信し、建設業を希望する入職者を増やす取組を行っている。

さらに、現場の建設技能者に適正な賃金が支払われる仕組みづくりや建設キャリ

アアップシステムの活用拡大により処遇改善の一層の促進を図るとともに、建設産業における女性の定着促進、適正な工期設定・施工時期の平準化等による長時間労働の是正といった働き方改革についても推進する。

こうした取組を通じて、若者・女性の入職、高齢者の更なる活躍等を促進していく。

(3) 受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

建設投資は、令和5年度まで民間投資を中心に年2%程度の増加が続く見通しである。また、今後も老朽化するインフラのメンテナンスや防災・減災、国土強靱化、都市の国際競争力の強化等を確実に推進していく必要があることから、引き続き建設産業需要が見込まれる。さらに、令和6年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用される。このような産業需要の見通し等を踏まえ、令和10年度に必要な建設技能者数を推計すると310万人となる。

この点、現在の建設技能者の需給状況等の指標である建設労働需給調査（国土交通省）によると、令和6年1月の過不足率は1.6%となっており、全国的・全職種的には総じて落ち着いた水準となっている。一方で、令和10年度の建設技能者数は286万人まで減少する見込みであり、同年度には24万人程度の建設技能者が不足することになる。こうした深刻化する人手不足に対応するため、上記(2)の取組を進めているが、それでもなお、相当程度の人手不足が見込まれる。

かかる状況の下、引き続き建設産業需要に対応し、建設分野を存続・発展させていくためには、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることにより、建設技能者を確保することが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

建設分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で8万人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

当該受入れ見込数は、建設分野において、令和10年度には24万人程度の人手不足が見込まれる中、ICT等の活用等による毎年1%程度の生産性向上（5年間で15万人程度）や、処遇改善等の取組による追加的な国内人材の確保（5年間で1万人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる最大8万人を1号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

建設分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、建設分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

別表1 a. 試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験

イ 日本語能力水準

（ア）「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

(イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

別表2 a. 試験区分（3（2）ア関係）の欄に掲げる試験

イ 実務経験

建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者（班長）としての実務経験を要件とする。

4 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

- (1) 国土交通大臣は、有効求人倍率や建設労働需給調査等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人）

別表1 b. 業務区分（5（1）ア関係）の欄に掲げる業務とする。

イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人）

別表2 b. 業務区分（5（1）イ関係）の欄に掲げる業務とする。

(2) 建設分野の特性を踏まえて特に講じる措置

ア 建設業者団体及び元請企業に対して特に課す条件

- ① 建設業は多数の専門職種に分かれており、建設業者団体も多数に分かれていること等から、特定技能外国人の受入れに係る建設業者団体は、建設分野における外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するため、共同して以下の取組を実施する団体を設けること。
 - ・ 建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた共同ルールの策定及び遵守状況の確認
 - ・ 海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施等
 - ・ 試験合格者及び試験免除者に対する必要に応じた訓練・各種研修の実施等
 - ・ 試験合格者及び試験免除者の就職先の斡旋・転職支援等

- ② 建設現場では、元請企業が現場管理の責任を負うことから、特定技能所属機関が下請企業である場合、元請企業は、特定技能所属機関が受け入れている特定技能外国人の在留・就労の資格及び従事の状況（従事させる業務の内容、従事させる期間）について確認すること。

イ 特定技能所属機関に対して特に課す条件

建設業では、従事することとなる工事によって建設技能者の就労場所が変わるため現場ごとの就労管理が必要となることや、季節や工事受注状況による仕事の繁閑で報酬が変動するという実態もあり、特に外国人に対しては適正な就労環境確保への配慮が必要であることから、以下のとおりとする。

- ① 特定技能所属機関は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の許可を受けていること。
- ② 特定技能所属機関は、国内人材確保の取組を行っていること。
- ③ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等以上の報酬額を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること。
- ④ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明すること。
- ⑤ 特定技能所属機関は、当該機関及び受け入れる特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。
- ⑥ 特定技能所属機関は、外国人の受入れに関するア①の団体（当該団体を構成する建設業者団体を含む。）に所属すること。
- ⑦ 特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人の数が、特定技能所属機関の常勤の職員（外国人技能実習生、1号特定技能外国人を除く。）の総数を超えないこと。
- ⑧ 特定技能所属機関は、国土交通省の定めるところに従い、1号特定技能外国人に対する報酬予定額、安全及び技能の習得計画等を明記した「建設特定技能受入計画」の認定を受けること。
- ⑨ 特定技能所属機関は、国土交通省又は国土交通省が委託する機関により、⑧において認定を受けた計画を適正に履行していることの確認を受けること。
- ⑩ ⑨のほか、特定技能所属機関は、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑪ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。
- ⑫ そのほか、建設分野での特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れに必要な事項

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得

る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率や建設労働需給調査等により定期的な把握を行うとともに、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知し、必要な措置を講じること等により、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

6 経過措置

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表1 a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなす。

旧試験区分	新試験区分
建設分野特定技能1号評価試験(型枠施工)	建設分野特定技能1号評価試験(土木) 建設分野特定技能1号評価試験(建築)
建設分野特定技能1号評価試験(左官)	建設分野特定技能1号評価試験(建築)
建設分野特定技能1号評価試験(コンクリート圧送)	建設分野特定技能1号評価試験(土木) 建設分野特定技能1号評価試験(建築)
建設分野特定技能1号評価試験(トンネル推進工)	建設分野特定技能1号評価試験(土木)
建設分野特定技能1号評価試験(建設機械施工)	建設分野特定技能1号評価試験(土木)
建設分野特定技能1号評価試験(土工)	建設分野特定技能1号評価試験(土木) 建設分野特定技能1号評価試験(建築)
建設分野特定技能1号評価試験(屋)	建設分野特定技能1号評価試験(建

根ふき)	築)
建設分野特定技能 1 号評価試験 (電気通信)	建設分野特定技能 1 号評価試験 (ライフライン・設備)
建設分野特定技能 1 号評価試験 (鉄筋施工)	建設分野特定技能 1 号評価試験 (土木) 建設分野特定技能 1 号評価試験 (建築)
建設分野特定技能 1 号評価試験 (鉄筋継手)	建設分野特定技能 1 号評価試験 (建築)
建設分野特定技能 1 号評価試験 (内装仕上げ)	建設分野特定技能 1 号評価試験 (建築)
建設分野特定技能 1 号評価試験 (とび)	建設分野特定技能 1 号評価試験 (土木) 建設分野特定技能 1 号評価試験 (建築)
建設分野特定技能 1 号評価試験 (建築大工)	建設分野特定技能 1 号評価試験 (建築)
建設分野特定技能 1 号評価試験 (配管)	建設分野特定技能 1 号評価試験 (ライフライン・設備)
建設分野特定技能 1 号評価試験 (建築板金)	建設分野特定技能 1 号評価試験 (建築) 建設分野特定技能 1 号評価試験 (ライフライン・設備)
建設分野特定技能 1 号評価試験 (保温保冷)	建設分野特定技能 1 号評価試験 (ライフライン・設備)
建設分野特定技能 1 号評価試験 (吹付ウレタン断熱)	建設分野特定技能 1 号評価試験 (建築)
建設分野特定技能 1 号評価試験 (海洋土木工)	建設分野特定技能 1 号評価試験 (土木)

別表 1

項番	a. 試験区分（3（1）ア関係）	b. 業務区分（5（1）ア関係）
1	建設分野特定技能1号評価試験（土木） 技能検定3級（型枠施工） 技能検定3級（鉄筋施工） 技能検定3級（とび） 技能検定3級（造園） 技能検定3級（塗装）	土木（指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事）
2	建設分野特定技能1号評価試験（建築） 技能検定3級（型枠施工） 技能検定3級（左官） 技能検定3級（かわらぶき） 技能検定3級（鉄筋施工） 技能検定3級（内装仕上げ施工） 技能検定3級（とび） 技能検定3級（建築大工） 技能検定3級（建築板金） 技能検定3級（塗装） 技能検定3級（ブロック建築） 技能検定3級（広告美術仕上げ）	建築（指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事）
3	建設分野特定技能1号評価試験（ライフライン・設備） 技能検定3級（配管） 技能検定3級（建築板金） 技能検定3級（冷凍空気調和機器施工）	ライフライン・設備（指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事）

別表 2

項番	a. 試験区分（3（2）ア関係）	b. 業務区分（5（1）イ関係）
1	建設分野特定技能2号評価試験（土木） 技能検定1級（型枠施工） 技能検定1級（コンクリート圧送施工） 技能検定1級（鉄筋施工） 技能検定1級（とび） 技能検定1級（ウェルポイント施工） 技能検定1級（鉄工（構造物鉄工作業）） 技能検定1級（塗装） 技能検定1級（さく井） 技能検定1級（造園） 技能検定単一等級（路面標示施工）	土木（複数の建設技能者を指導しながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事し、工程を管理）
2	建設分野特定技能2号評価試験（建築） 技能検定1級（型枠施工） 技能検定1級（左官） 技能検定1級（コンクリート圧送施工） 技能検定1級（かわらぶき） 技能検定1級（鉄筋施工） 技能検定1級（内装仕上げ施工） 技能検定1級（表装） 技能検定1級（とび） 技能検定1級（建築大工） 技能検定単一等級（枠組壁建築） 技能検定単一等級（エーエルシーパネル施工） 技能検定単一等級（バルコニー施工） 技能検定1級（建築板金） 技能検定1級（熱絶縁施工（吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）） 技能検定1級（石材施工） 技能検定1級（タイル張り） 技能検定1級（築炉） 技能検定1級（鉄工（構造物鉄工作業）） 技能検定1級（塗装） 技能検定1級（防水施工） 技能検定1級（建具製作） 技能検定1級（カーテンウォール施工） 技能検定1級（自動ドア施工）	建築（複数の建設技能者を指導しながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事し、工程を管理）

	技能検定 1 級（サッシ施工） 技能検定 1 級（ガラス施工） 技能検定 1 級（ブロック建築） 技能検定 1 級（樹脂接着剤注入施工） 技能検定 1 級（広告美術仕上げ） 技能検定 1 級（厨房設備施工）	
3	建設分野特定技能 2 号評価試験（ライフライン・設備） 技能検定 1 級（配管） 技能検定 1 級（建築板金） 技能検定 1 級（熱絶縁施工（保温保冷工事作業）） 技能検定 1 級（冷凍空気調和機器施工）	ライフライン・設備（複数の建設技能者を指導しながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理の作業等に従事し、工程を管理）